

広報ふたば



【表紙写真】

おかえり、常磐線。。。

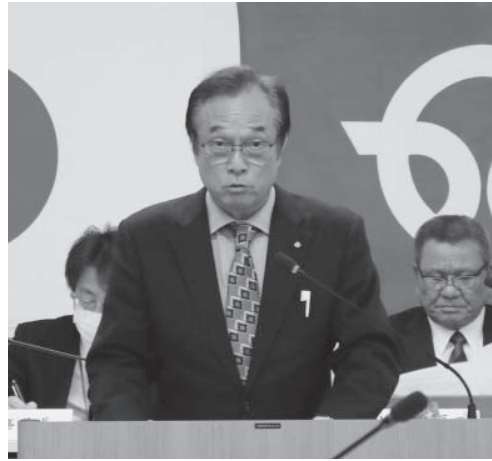
(JR双葉駅・特急列車出迎え式)



町民の皆さまへ

町長施政方針

3月10日招集の令和2年第一回双葉町議会定例会において、伊澤史朗町長が施政方針を述べ、令和2年度における各種事業の取り組みなどを明らかにしました。



トの延期、規模の縮小要請」、「子どもの健康安全を第一に小、中、高等学校の休校要請」、「PCR検査に医療保険の適用」、「あらゆる可能性を想定した立法措置」などの基本方針を示しました。

令和2年第一回双葉町議会定例会の開催にあたり、令和2年度の町政運営に対する私の所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、昨年12月に中国湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症についてであります。中国以外での感染者が急増していることから、世界的流行が懸念されているところです。日本政府は、指定感染症に指定するとともに感染者数、感染経路が不明の市中感染者数の増加に鑑み、2月25日に「大規模イベン

トの延期、規模の縮小要請」、「子どもの健康安全を第一に小、中、高等学校の休校要請」、「PCR検査に医療保険の適用」、「あらゆる可能性を想定した立法措置」などの基本方針を示しました。

一方、世界保健機関は2月28日、世界全体の危険性の評価を中国と同等の「非常に高い」に引き上げ、世界的流行の認定に至り、事態の拡大局面が継続しております。一日も早い終息を願っているところですが、福島県内でも、政府からスポーツや文化イベントの自粛を要請されたことを受け、中止や延期が相次いでいます。双葉町としても「双葉町新型コロナウイルス感染症対策基本方針」を作成し対応にあたっており、小、中学校の臨時休校をはじめ必要な感染予防対策を講じることができない町主催のイベントは、原則として感染の終息が確認されるまでの間、中止や延期、規模の縮小等の措置をとってまいります。

また私たち自身も手洗い、うがい、アルコール消毒、マスクの着用など、基本的な予防対策を身に付けることが感染予防につながるものと考え、機会あるごとに予防対策の徹底を啓発してまいります。

さて、明日で震災から9年が経過いたします。明日11日は、いわき市内において「東日本大震災双葉町追悼式」を規模の縮小、会場でのマスクの配付、アルコール消毒液の設置など感染症予防対策に万全を期して挙行いたします。

東日本大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、改めて多くの尊い命が失われたことに深い哀悼の意を捧げてまいります。

令和2年度は、私が町長に就任してから二期目の最後の年であるとともに、双葉町復興まちづくり計画（第二次）の総まとめの年となります。先週3月4日、双葉町で初となる、一部区域の避難指示解除を実現することができました。ここまでこれましたのも、議会の皆さま、町民の皆さまのご理解とご指導の賜物です。この場を借りて御礼を申し上げます。

しかし、避難指示の解除はゴールではなく、復興に向けたスタートです。ふるさと双葉町に対する町民の皆さまの思いは、震災から9年が経過した今もなお変わりないところであり、町民の皆さまが長きにわたる避難生活に区切りをつけ、安心して帰還できる、帰還したいと思える環境整備に全力で取り組み、復興を加速してまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、令和元年度は、平成29年9月に認定された特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、国により特定復興再生拠点区域内の除染並びに被災家屋の解体が行われる一方、双葉町も復興まちづくり計画（第二次）に基づき、「町民一人一人の復興」と「町の復興」を基本理念

として、復興・復旧に関わる各種施策の具現化に取り組んでまいりました。

その結果、先ほど申し上げましたとおり、3月4日には浜野、両竹地区の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示が解除され、特定復興再生拠点区域内の立入り規制が緩和されました。この措置に合わせ、双葉町コミュニティセンター内に双葉町役場コミュニティセンター連絡所を開設し、およそ9年ぶりに、町内での役場業務を再開させました。

7日には、整備を進めていた常磐自動車道常磐双葉インターチェンジの供用が開始されました。開通にあたっては、安倍総理大臣や赤羽国土交通大臣にもご来訪いただきました。安倍総理には、今般の避難指示解除は、あくまで復興のスタートであり、これから本格的に復興施策を具体的に進めていく必要がある旨、ご理解いただいたものと考えています。

そして、14日には、JR常磐線が全線運転再開し、双葉駅も、東西自由通路を兼ね備えた新しい駅舎に生まれ変わります。東京と仙台を結ぶ特急列車が双葉駅にも1日上下線3本ずつ停車するほか、普通列車は1日各11本停車いたします。

さらに駅東側には、地権者の皆さまのご協力の結果、新たな駅前広場の整備が実現しました。インターチェンジにせよ、JR常磐線にせよ、整備された交通インフラの効果を最大限に発揮させ、復興の大きな推進力とする必要があります。そのためには、町や町民の皆さまによる

上手な利活用が重要であると考えております。

また、今年は7月から東京オリンピック・パラリンピックが開催される日本の歴史に残る記念の年になります。3月26日には双葉町でも駅周辺において聖火リレーが行われます。これまでいただいた国内外からの多くのご支援に感謝するとともに双葉町の現状を発信して、聖火がさらなる双葉町の復興へつながる希望の灯りになることを期待しております。

東京オリンピック・パラリンピックが開催される7月には、福島県が整備を進めているアーカイブ拠点施設「東日本大震災・原子力災害伝承館」が開業予定です。また、隣接して町が整備している産業交流センターについてもおおむね計画とおりに建設工事が進んでおり、東京オリンピック・パラリンピックに合わせ、伝承館、産業交流センター、復興祈念公園の一部が、一体的にオープンできるよう、調整を進めております。3つの施設の連携により、震災の記憶を伝承し、復興への思いを伝える発信拠点としての魅力を高め、双葉町に関心を持っていただける関係人口の増大を図ります。

さらに、企業の事業再開や誘致を進めている中野地区復興産業拠点の整備や立地は、現在順調に進んでおります。現時点で12件、17社の企業の進出が決まっております。昨年12月には第1号となる企業の操業が開始されました。さらなる立地を目指すとともに、立地を決定していただいた企業の皆さまの円滑な事業開始を、責任もってサポートしてまいります。

また、中間貯蔵施設整備事業についてありますが、環境省は、県内に仮置きされている除去土壌等について、帰還困難区域を除き、令和3年度までに概ね搬入完了を目指す方針を示しております。令和2年度も身近な場所からの仮置場の解消を目指し、前年度と同程度の量が搬入される予定であります。輸送のための多くの交通量が予想され、交通事故防止のためにも道路整備が不可欠であります。また、双葉町における輸送ルートとしての農道原田・前田線の整備や町道山田・郡山線の改良工事、富沢橋の架け替え工事については今年度中に完了して供用開始されており、輸送に伴う安全対策に大きく寄与するものと考えております。

また、細谷地区に建設を進めておりました仮設焼却施設並びに灰処理施設については、2月27日に火入れ式が行われ、稼働が開始されました。今後、町内の建物解体や除染等の可燃物の処理に大きく寄与するものと考えております。

これまで申し上げたとおり、復興に向けて着々と取組みを進めてきているところですが、あくまで、避難指示の解除はゴールではなく、復興に向けたスタートであり、町内環境はもとより、避難の長期化によって、町民の皆さまの健康、仕事、暮らしなど、様々な面で多くの課題が山積しているのも事実です。町民の皆さまの生活再建こそ最重要課題であり、「町の復興」と「町民一人一人の復興」は両輪で、引き続き全力で取り組んでまいります。

また、特定復興再生拠点区域の避難指示解除を実現できても、町域の約8割は

上は、帰還困難区域のままであり、解除の見通しがまだ立っていません。さらには、福島県全体の復興のため中間貯蔵施設を受け入れるという苦渋の判断をしております。町域全域の避難指示解除なくして、町の復興・再生はなしえません。全域の解除と復興の実現まで、国が責任を持って全力で取り組んでいただくよう、今後も強く、国に要請してまいります。

令和2年度に重点的に

取り組む施策

避難指示解除を実現したエリアに、町の復興の推進力となるよう、中野地区復興産業拠点における企業立地の促進を行うとともに、次に挙げる施策を進めます。

第一に、双葉町産業交流センターにつきましまして、7月に開業させるべく、最終準備を進めます。貸事務所における企業立地の推進、飲食店舗や物販店舗のオープンにより、人の流れの創出を図ります。

また、産業交流センター単体の整備では不十分です。隣接して、福島県によりアーカイブ拠点施設「東日本大震災・原子力災害伝承館」、および復興祈念公園の一部の整備が進められています。産業交流センターと、これらの施設を一体的に開業させ、相互の連携を密にすることにより、双葉町に関心を持っていただける方を増やし、復興ツーリズムの形成による交流人口拡大を目指します。

第二に、中野地区復興産業拠点は、全線運転再開するJR常磐線双葉駅から

は、約2kmと距離があります。交流人口拡大のためには、家用車に依存した社会ではなく、公共交通によってアクセスしやすいまちづくりを図る考えであります。

そのため、産業交流センターの開業に合わせ、双葉駅から中野地区との間に、シャトルバスの運行を開始したいと考えております。また、公共交通の新たな形として、多くの皆さまが共有しお使いいただけるコミュニティサイクルの設置や、カーシェアリングサービスの誘致を目指します。公共交通によって移動しやすいまちづくりは、国道6号の渋滞緩和に資する他、二酸化炭素排出量やエネルギー消費量を削減し、環境にやさしく、かつ便利なまちづくりとして、双葉町の新たな魅力となるものと考えております。

第三には、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域内において、双葉町の基幹産業である農業の再開を推進します。

特定復興再生拠点区域内の農地についてであります。耕作再開モデルゾーンの長塚、羽鳥地区においては、昨年からの除染が実施されておりますが、未除染となっている地区においても順次実施されることとなります。そして、環境省が行う農地の除染と連携して、保全管理組合を組織し、除染後の農地等の保全管理や作付け実証など、営農再開に向けた取組みを切れ目なく支援してまいります。

避難指示が解除された両竹地区においては、先行して保全管理組合による農地の保全作業が行われており、加えて昨年は、震災後初めてとなる野菜の試験栽培に取り組んだところであります。台

風19号の影響により中断してしまつたため、令和2年度に再度取り組んでまいります。

また、昨年8月には株式会社舞台ファームと「農業に関する包括連携協定」を締結し、この一環として、将来的な営農再開に向けた計画である営農再開ビジョン策定を舞台ファームとの協同で取り組んでおり、座談会などを開催しながら、農業者の皆さまのご意見、ご意向を伺つたところであります。

このように、将来的な営農再開に向けた取り組みを進めているところでありますが、農業者の高齢化、後継者不足や風評被害等課題が山積しており、引き続き、国、県、関係機関と連携しながら、ソフト・ハードの両面から営農再開するための環境整備に取り組んでまいります。

さらに農業部門の体制を強化し、営農再開の推進や農業用施設の復旧などを加速させるため、令和2年度から産業課を農業振興課に改めるなど行政組織の見直しを行つてまいります。

一方、避難指示解除区域や、立入規制緩和区域における、町民の皆さまのご不安にも対処いたします。立入り規制緩和に伴い、通行証なしに誰もが特定復興再生拠点区域内に24時間立入りが可能となつていくことから、令和2年度は町内パトロール体制の強化と引き続き防犯総合システムの整備を実施してまいります。さらに令和元年度に引き続き、幹線道路の防犯灯等の改修を進め、防犯対策を進めてまいります。

そのうえで、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、および居住開始目標

を、令和4年春頃としております。それに向けた環境整備を、着実に進めてまいります。

第一に、特定復興再生拠点区域内の生活インフラ整備を早急に進めます。上水道については、配水管の整備後に既設管を修繕しながら各家庭の前まで給水できるよう復旧してまいります。双葉駅西地区については上水道整備を含めた一団地整備事業が令和3年度までに実施される見込みです。

下水道についても令和4年春頃までに供用できるよう、処理場建設、管路の災害復旧の実施工程表を作成し計画的に整備、復旧を行つてまいります。

また、アクセス機能強化及び安全性、利便性の向上を図るため、町道改良事業や災害復旧事業により幹線町道の復旧を行つてまいります。

第二に、役場機能の本格再開に向け準備を加速します。令和4年春頃に役場機能を本格再開するべく、JR双葉駅の東側で既存公共施設の活用を前提に、まずは双葉町コミュニティセンターを活用することを基本に、東口駅前広場に、役場として必要最低限機能できるように簡素な庁舎を段階的に整備する案を中心に検討を進めていくため、新庁舎整備基本構想策定に取り組んでまいります。

第三に、教育の再開に向けても、準備を具体化します。令和2年度中に仮称「学校在り方検討委員会」を設置し、学校再開に向けた具体的な取組みを議論してい

く考えです。

なお、公共施設の被害状況は、環境省基準によるとほとんどの施設が「半壊」の判定であり、今後の対応については、令和2年度において復旧調査を行い、利用の可否の判断を行い、利用ができない施設については、解体を行つてまいりたいと考えております。

第四に、双葉駅西側地区の新たな生活拠点の整備を推進します。いわゆる「駅西」は、避難指示解除とともにまちびらきし、帰還や居住を希望される方が、集まって生活することができ、駅前区とともに、双葉町の復興を牽引する最重要な拠点であり、駅西のまちづくりを成功させることが、まちなか再生ゾーンをはじめ、双葉町全域の復興につながります。

そのため、駅西は、双葉町の将来像を先取りし、地方創生のモデルを示す、帰還したくなる持続可能なまちづくりを実現します。例えば、電線地中化の推進や、スマートコミュニティ形成による災害に強いまち、エネルギー自立性が高く、地域内資金循環を実現できるまち、次世代モビリティによる移動支援を受けながら、自家用車に頼らず、自らの足で楽しく出歩くことができる「ウォークアブルタウン」のまちを目指します。それらの実現により、二酸化炭素排出量やエネルギー消費量を削減し、環境にやさしくかつ便利なまちづくりを図り、双葉町の新たな魅力を発信します。

そのうえで、駅西のまちづくりをモデル

ルとして、令和4年春頃の解除以降の双葉町のあるべき将来像を具体化し、取り組むべき施策をとりまとめる復興まちづくり計画(第三次)の検討に着手します。

計画の策定にあたっては、双葉とのつながりを保ちたいとおっしゃってくれている町民の皆さまや、若い世代の町民の皆さまはもとより、立地企業の皆さま、震災前に双葉を離れたけれども、震災をきっかけにふるさと双葉に何らかに関わりたいと考えてくださっている方、双葉とはゆかりがなくとも、双葉を応援したいと考えてくださっている方なども含め、多様な方々を巻き込んだ、活発な議論を行いたいと考えております。

また、まちなか再生ゾーンの再生に向けて、地域の方々が中心となつた議論を活性化させたいと考えています。

さらに、町民の皆さまの「生活再建」を図るべく、家屋の被害認定調査については、特定復興再生拠点区域内における生活環境の整備や住宅再建、生活再建には欠かすことのできない重要な調査でありますので、迅速な事務処理を図つてまいります。

また、納税環境向上のため、ゆうちょ銀行を含む各金融機関及びコンビニエンスストアでの収納に対応した様式を作成し、令和3年度に運用開始できるよう、設計・プログラミング等に係る業務を実施して、町民の皆さまの利便性の向上に努めます。

私たちが不安なく避難生活を送るために必要な施策として、医療費一部負担金等の免除と高速道路通行料金の無料措置があります。高速道路通行料金の無料措

置については、新たに発行された「ふるさと帰還通行カード」により、2020年度も引き続き無料措置が講じられました。医療費についても一部負担金等の免除期間が1年間延長になりました。今後も町議会の皆さまと連携を図りながら、引き続き国に強く要望を行ってまいります。

また、「町民のきずな・結びつき」の確保を図ることも最重要であり、避難生活の長期化に伴う町民の心身の健康の維持やコミュニティの形成、生きがいづくり等に向けた各種事業も継続して実施してまいります。

長期にわたる避難生活の中で、最も重要なことは、町民の皆さまが健康で生き生きとした生活を送ることです。そのため総合健診の受診率の向上を図るとともに、疾病予防の取組みを強化して健康増進に努めてまいります。

令和2年度も引き続き各種情報発信ツールを活用し町行政と町民、町民相互のきずなの維持、コミュニティの充実を図ってまいります。また令和元年度より開始したユーチューブを通じて町の情報を全世界に配信するグローバル配信も継続して行なってまいります。

さらに、町民相互の交流機会の確保と各行政区におけるきずな・結びつきの維持を図るため、行政区総会開催における経費の一部を継続して助成してまいります。生活サポート補助金については、避難生活の下支えとして町民同士のきずなの維持の一助となるよう継続して取り組んでまいります。

将来の双葉町を担う小・中・高校生の再会の機会の創出と、児童・生徒同士及び保護者同士のつながりときずなの維持発展のため、今年度は9月頃に「集まれ！ふたばっ子2020」を開催してまいります。

また、昨年は台風接近のため中止となったスポーツフェスティバルですが、このイベントは多くの町民の皆さんがスポーツを通して運動不足を解消するとともに、再会を楽しむなど、町民同士の「きずな・結びつき」に大きな役割を果たしていることから、令和2年度も開催してまいります。

長期避難により地域のコミュニティが失われ、先人から受け継がれてきた伝統文化の伝承が困難な状況になっております。伝統芸能は、地域の結束力を高める要でもあり、消滅させることなく次世代に繋いでいくために、民俗芸能伝承事業を推進してまいります。

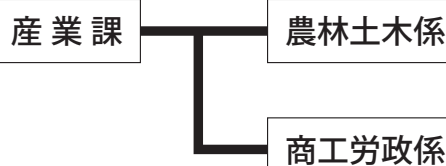
以上、令和2年度の主な取り組みを述べましたが、町政運営にあたりましては、引き続き町民の皆さまのご意見をお聞きし、議会と連携を図りながら双葉町復興まちづくり計画（第二次）の検証を進めながら、復興まちづくり計画（第三次）の策定や各種復興事業に向けて職員一同全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さまの一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

以上申し述べまして、令和2年第一回双葉町議会定例会の開会にあたっての施政の方針といたします。

◆◆ 令和2年4月1日から行政組織が変わります ◆◆

双葉町における営農再開の推進や農業施設復旧などを加速させるため、農業部門の体制強化を図り、行政組織を変更します。

令和2年3月31日まで



令和2年4月1日から



産業課（商工労政係）から移管する業務

- ① 野馬追祭の振興に関すること……………
- ② 双葉町コミュニティーセンターの維持管理に関すること…
- ③ 支援物資に関すること……………
- ④ 事業再開や雇用確保の推進等（①から③以外の業務）……

令和2年4月1日から

- 教育総務課（生涯学習係）
 総務課（管財係）
 生活支援課（生活支援係）
 復興推進課（復興推進係）

復興推進課（賠償対策係）の業務……………

生活支援課（賠償対策係）

中野地区復興産業拠点に宿泊施設が整備されます

2月19日、株式会社アルムシステムと中野地区復興産業拠点への企業立地協定を締結いたしました。

今回の協定に基づき、本年秋には、双葉町産業交流センターや福島県の「東日本大震災・原子力災害伝承館」に隣接した134室のビジネスホテルが開業される予定です。株式会社アルムシステムの清信祐司代表取締役社長は、「北海道の食材と福島の米や果物を組み合わせた食事を提供したい」としており、伊澤史朗町長は「町内で復興事業に携わる方や町を訪れた方、一時帰宅する町民の方々にもご活用いただけるような施設になっていただきたい」と期待を込めて歓迎しました。



完成イメージ



提供：(株)アルムシステム

株式会社アルムシステム

- 所在地 … 北海道帯広市
清流西2丁目19番地4
- 設 立 … 昭和63年9月3日
- 代表者 … 代表取締役 清信祐司
- 当地で行う事業 … ビジネスホテル

双葉町役場コミュニティーセンター連絡所が開所しました

3月4日、双葉町役場コミュニティーセンター連絡所が開所しました。

開所式で伊澤史朗町長は、「今回の避難指示解除及び連絡所の開設は、双葉町の復興のスタートラインに過ぎないと考えております。次のステップである令和4年春頃を目標とする特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と居住開始に向けて、職員一同全力で取り組んでまいります」とあいさつし、佐々木清一町議会議長とともに看板設置を行いました。

連絡所には町職員などが勤務し、税証明書など諸証明書の交付や、一時立入支援に関すること、個人線量計等の貸出しなどを行うほか、どなたでもご利用いただける休憩所やトイレも併設されています。



常磐自動車道常磐双葉インターチェンジが供用開始

3月7日、常磐自動車道常磐双葉インターチェンジの供用開始に伴う開通式典が行われ、安倍晋三内閣総理大臣、内堀雅雄福島県知事、赤羽一嘉国土交通大臣、田中和徳復興大臣らの来賓とともに伊澤史朗町長、佐々木清一町議会議長がテープカットを行いました。

常磐双葉インターチェンジにはふるさと帰還通行カードも使用できる料金自動収受機が設置された現金レーンとETC専用レーンが上下1レーンずつ計4レーンあり、自動車のほかに二輪車でも通行することが可能です。供用開始によりJR双葉駅周辺などの中心市街地まで自動車で10分圏内となりました。

同日、安倍内閣総理大臣は、伊澤史朗町長の案内で双葉駅周辺を中心に町内の復興状況を視察されました。



JR 常磐線が全線運転再開し、JR 双葉駅が新しい駅舎になりました

3月14日午前5時56分、JR双葉駅に常磐線再開後初となる普通列車が多く乗客を乗せ到着しました。営業列車がJR双葉駅に到着するのは、約9年ぶりです。町職員とまちづくり会社「一般社団法人ふたばプロジェクト」の職員が乗客をお出迎えし、記念品の配付を行いました。電車に乗って町を訪れた町民の方も多く、特急列車の出迎え式では標葉せんだん太鼓保存会の皆さんの迫力ある太鼓の演奏とともに、東西自由通路やホームで大勢の方が特急列車の到着を歓迎しました。伊澤史朗町長は「双葉町は今年4日に、初めて、一部区域の避難指示解除が実現したところです。解除区域では、農業や製造業などのなりわいの再生や、震災の記憶伝承に取り組んでまいります。今般のダイヤ設定は、通勤時間帯における効果的な普通列車の設定や、ビジネス需要にも復興ツーリズムの形成にもつながる特急列車の設定など、町の取り組みを大きく後押ししてくれる強力な推進力を持っていると考えています」と期待を込めて来町者を歓迎し、新駅舎の供用開始を祝いました。

新しい双葉駅では交通系ICカード（Suica）も使えます。駅東口にはイベントが開催できる広場があり、改装した旧駅舎も午前9時から午後4時まで休憩所としてご利用いただけます。



双葉駅からの移動手段について

3月13日から双葉駅東口にカーシェアリングサービス用のステーション（駐車場）が設置されました。カーシェアリングサービスとは、会員登録することで直接ステーションから車を借りることができる有料サービスです。（提供事業者：（株）双葉ホンダモーターズ）詳しくは町公式ホームページをご覧ください。



◆◆ 住民税（町県民税）が未申告の方へ ◆◆

所得税の確定申告が不要な場合でも、前年中に所得がなかった方や収入が少なかった方は住民税の申告が必要です。

住民税未申告の場合、所得・課税証明書などの税に関する証明書の発行が受けられないだけでなく、本来受給できるはずの手当などを受けられなくなります。

住民税（町県民税）の申告がお済みでない方は、住民税の申告をお願いします。

詳しくは広報ふたば2月号またはホームページに掲載していますので、ご一読の上、下記までご連絡ください。

※申告所得税の申告・納付期限が令和2年4月16日まで延長されていますので、申告所得税については、最寄りの税務署までご相談ください。

【問い合わせ先】 戸籍税務課 ☎ 0246-84-5204

生活サポート補助金（令和2年度分）の申請受付を開始します

令和2年5月7日（木）から申請受付を開始いたします。

詳しくは4月下旬にお送りします生活サポート補助金申請書類等をご確認ください。

平成30年度、令和元年度の申請はお済みですか？

平成30年度分の申請受付期間は令和3年3月31日までとなっておりますので、申請忘れのないようご注意ください。

生活サポート補助金相談窓口

- 開設場所：双葉町役場 いわき事務所 生活支援課内
- 相談時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）
※ご相談の際には、お送りしました申請書等をご持参ください。

生活サポート補助金コールセンター

- フリーダイヤル：0120-280-707
- 受付時間：午前9時～午後6時（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

減容化施設（中間貯蔵施設内）における廃棄物処理業務火入れ式

2月27日、双葉町内の可燃性除染廃棄物や災害廃棄物等、中間貯蔵施設内に搬入された可燃性除染廃棄物を焼却する仮設焼却処理施設と、焼却残さをさらに減容化する仮設灰処理施設において火入れ式が行われました。

伊澤史朗町長と佐々木清一町議会議長も出席し、伊澤町長は「今後とも、地権者の皆さま、地域住民の皆さまの思いに十分配慮いただくとともに、法制化されている除去土壌等の30年以内の県外処分に向け、町内仮置場及び保管場の早期解消、安全を確保した上での施設整備、運転等について引き続きよろしく願いいたします」と述べ、火入れを行いました。



～ 震災から9年の月日が流れて～

東日本大震災双葉町追悼式



ー 東日本大震災 双葉町追悼式ー

東日本大震災の発生から9年の月日を経た3月11日、いわき市のJAやすぎ会館ラポール錦において遺族の方や関係者が参列し、東日本大震災双葉町追悼式が挙行されました。

双葉町では地震によって発生した大津波などで亡くなられた方が21人、震災関連死として認定された方が3月11日現在153人となっております。会場内にお名前が掲げられました。

午後2時40分より国の東日本大震災総理大臣官邸献花式



会場内に設置したモニターで中継し、参列者は中継映像に合わせて午後2時46分から犠牲者のご冥福を祈り1分間の黙とうを捧げました。

町の追悼式は金田勇副町長の開式の辞に続き、伊澤史朗町長が「あらためて、亡くなられた皆さまに心から哀悼の誠を捧げます。未曾有の大災害から9年の年月を経てもなお、ご遺族の皆様におかれましては、未だ大切な家族を突然失った悲しみは余りにも深く、心の傷は癒えていないものとお察しいたします。その中にある方も、前を向いて進もうというお気持ちを少しでも



も強く持つことができるよう、私たちもその悲しみに寄り添いながら、町の復興、そして町民一人ひとりの心の復興の道を、共に歩んでまいります」と震災で亡くなられた方々、双葉町に戻ることなく避難先で亡くなられた方々に哀悼の意を表し式辞を述べました。

続いて、佐々木清一町議会議長、柳澤禎双葉警察署浪江分庁舎所長、大和田仁双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長が追悼の辞を述べられ、参列者は亡くなられた方を偲び、白い菊の花を祭壇に献花しました。



第1回双葉町議会定例会

令和2年第1回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。
その概要をお知らせいたします。



行政報告



12月定例会以降の行政経過についてご報告します。

―避難指示解除準備区域、ＪＲ双葉駅周辺一部区域の避難指示解除―

まず、避難指示解除についてですが、昨年12月26日の原子力災害現地対策本部、福島県、双葉町の三者による、双葉町の避難指示解除準備区域と帰還困難区域の一部区域の避難指示解除の合意を踏まえ、本年1月17日に国の原子力災害対策本部会議において当該区域の避難指示解除が決定され、3月4日午前0時をもって避難指示が解除されました。

東日本大震災及び原子力災害から9年を迎え、ようやく当町で初めての避難指示解除となりましたが、今回の避難指示解除は、あくまでも復興のスタートラインに過ぎないと考えております。3月4日から開始した特定復興再生拠点区域における立入規制の緩和を契機に、復興のさら

なる加速化に向けて取り組んでまいります。

―双葉中央アスコン火入れ式―

12月21日、双葉住コン株式会社及び大林道路株式会社で共同企業体を構成する双葉中央アスコンが火入れ式を開催し、中野地区復興産業拠点内で第1号となる操業開始となりました。



―双葉町成人式―

1月3日、いわき市において、双葉町成人式を挙行いたしました。震災当時小学5年生だった新成人の皆さん29人が出席されました。代表者による「誓いの言葉」、「はたちの夢・希望」の発表が行われ、成人者としての決意やふるさと双葉町を思う心、そして復興への想いが述べられ、大変心強く感じました。

また、成人式終了後に双葉町賀詞交換会を開催し、多くのご来賓の方々にご出席いただき、双葉町の復興実現を誓い合ったところです。



―双葉町ダルマ市―

1月11日、12日の両日、夢ふたば人主催による「双葉町ダルマ市」が、

昨年に引き続き、復興公営住宅勿来酒井団地イベント広場で開催されました。恒例の奉納神楽やダルマみこし、巨大ダルマ引きのほか、双葉町民俗芸能発表会や双葉町芸術文化団体連絡協議会主催による「第30回双葉町芸能発表会」が行われました。民俗芸能発表会には3団体、芸能発表会には4団体が出演し、日ごろの活動の成果を披露していただき、来場者からは多くの拍手が送られていました。

両日ともに天候に恵まれ、会場には、県内外の避難先から訪れた町民の皆さんや地域の方々が縁起物のダルマを買い求めるなど、大勢の来場者でにぎわいを見せていました。

2月13日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、双葉町を聖火リレーのルートに追加決定したことから、3月26日の聖火リレー実施に向け、双葉町の復興状況を国内外に発信できるよう現在準備を進めています。





―企業立地協定締結式―
2月19日、中野地区復興産業拠点へ立地する株式会社アルムシステムと企業立地協定締結式を行いました。現在も立地を検討している企業と協議を行っており、立地協定の締結に向けて取り組んでおります。



―減容化施設火入れ式―
2月27日、中間貯蔵施設予定地内で建設が進められておりました、双葉町減容化施設における廃棄物処理業務の火入れ式が現地で行われました。この施設は、可燃性の除染廃棄物や災害廃棄物等を処理するとともに廃棄物を焼却した際に出る焼却残さを減容化する施設であり、本格的な処理が開始されることにより、町の復興が加速していくうえで非常に重要な施設になるものと考えております。

―常磐双葉インターチェンジ開通式―
3月7日、常磐自動車道「常磐双葉インターチェンジ」の供用が開始され、安倍総理大臣や赤羽国土交通大臣が現地を訪れました。インターチェンジの開通により、今年夏に開



―双葉町コミュニティセンター 連絡所開所式―
一部区域の避難指示が解除された3月4日、双葉町コミュニティセンターに役場連絡所を開所いたしました。連絡所では、住民票の写しなど諸証明の交付、一時立入り支援、個人線量計等の貸出しなどの業務を行い、一時立入りされる町民の皆さんや来訪者の方々を支援してまいります。



所予定の産業交流センターや東日本大震災・原子力災害伝承館などが立地する中野地区復興産業拠点、既成市街地の再生や新たな生活の場となることを目指すJR双葉駅を中心とするエリアがインターチェンジから10分圏内になり、高速道路の利用圏域が拡大することにより、人々の交流を活発にし、企業の進出などを通じて町の復興に大きく寄与していくものと期待しております。

～教育長メッセージ～

夢と希望のある「学び」へ

令和2年度がスタートしました。2020年は、双葉町にとって、避難指示解除準備区域と帰還困難区域の一部区域ではありますが避難指示が解除され、常磐双葉インターチェンジの供用開始、JR常磐線が全線運転再開しJR双葉駅も新しい駅舎に生まれ変わりました。これを契機に、教育行政においても、兼ねてより懸案事項であった、町内学校施設等の私物や備品の整理を今夏に着手いたします。町内での学校再開に向けては、一つ一つ丁寧に議論しながら取り組んでまいります。

いわき市錦町にて再開している町立学校も7年目を迎えました。現在、新入生はもちろん、進級した在校生を迎え入れるため、4月6日の、幼稚園の入園式及び小・中学校の合同入学式と始業式の準備を進めているところです。ただ、この度の「新型コロナウイルス感染予防対策」のため、人数の規模を縮小し、万全なる感染症予防対策を取りながら進める予定であります。県内外の多くの双葉町の幼児、児童・生徒の皆さんも、それぞれの就学先で夢と希望に胸を膨らませ、学校生活を楽しみにしていることと思います。

保護者の皆さまからも温かい励ましの言葉をお願いいたします。町立学校の教職員組織も新体制になりましたので、次号にてご報告したいと思います。

また、生涯学習に係る各自治会や婦人学級におきましても、新年度の組織並びに年間計画の策定をよろしくお願いいたします。生涯学習・社会教育・学校教育に携わる人々が一体となって連携協力し、幼児期から義務教育、義務教育から生涯学習へと学びが連続的に繋がり充実するよう『つながる学び』をそれぞれの場面でサポートしてまいりたいと思いますので、今後とも、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

双葉町の教育基本計画における重点施策

2020年は、5年計画の第5年次（最終年）として、次に示す重点施策を推進しながら、その実績をまとめ課題を明確にして、次期教育基本計画の策定の準備をいたします。

学校教育

●めざす子どもの姿 **常に目標を持ち 意欲的に 学び続ける子供**

子どもたちが、やがて社会人として成長したとき、地域やいろいろな職場から「求められる人材」に育てるため、幼児期から中学校までの学びが連続する教育活動を展開する。

生涯学習

●めざす町民の姿 **生涯を通じて 健康で 学び続ける町民**

町民が、「いつでも、だれもが」学びたいと思う環境をつくり、生涯にわたる豊かな学習活動とスポーツライフを支援する。

双葉町教育委員会教育長 館下 明夫

双葉中学校 第70回卒業証書授与式

3月13日、町立学校仮設校舎体育館において双葉中学校令和元年度第70回卒業証書授与式が挙行されました。在校生代表や来賓、保護者が見守る中、7人の卒業生が新たな門出の日を迎えました。

担任の先生から呼名を受けしつかりした足取りで壇上に向かった卒業生は、西丸賢校長から卒業証書を受け取りました。西丸校長が「まさに人は

支えあって生きていくものです。人を大切に、双葉町の復興を担う人材になっていただきたいと思います」と式辞を述べ、館下明夫教育委員会教育長が教育委員会告辞を、伊澤史朗町長と佐々木清一町議会議長が祝辞を述べました。

続いて、在校生を代表して2年生の渡部颯斗さんが卒業生との思い出を交えながら「私たちは先輩方が示してくれた数多

くのお手本から多くのことを学びました。先輩方が築きあげてきた伝統を引き継ぎ、双葉中学校をさらに笑顔あふれる学校にすることを約束します。安心して新しい世界へ羽ばたいてください」と送辞を述べ、卒業生を代表し松本來夢さんが答辞を述べました。

卒業生は最後に「校歌」を合唱し、保護者とともに思い出の詰まった学舎を後にしました。

▶ 卒業証書授与



▶ 卒業証書授与



▶ 町長祝辞



▶ 送辞



◀ 答辞



令和2年春の全国交通安全運動が実施されます

目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施されます。

下記の期間、福島県内で行われるこの運動は、避難先の都道府県でも実施されますので、交通事故防止に努めましょう。

期間

令和2年4月6日(月)～4月15日(水)

スローガン

スマホより 横断歩道の 僕を見て

◆◆ 交通事故死ゼロを目指す日 ◆◆

4月10日(金)

運動の重点

- (1) 子供をはじめとする歩行者の安全の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 自転車の安全利用の推進

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎ 0246-84-5206

双葉町文化・スポーツ大会出場者激励金について

この激励金は、県代表等としてアマチュア大会に出場した方に交付するものです。該当する方は下記までご連絡ください。

● 対象となる大会

対象となる大会は、次のいずれにも該当するものとします。

- ① 文部科学省等公共機関が主催する大会又はそれに準ずる大会
- ② 地方ブロック大会以上の大会及び国際大会



● 部 門

- ① 文化大会（合唱、吹奏楽、演劇、弁論大会等）
- ② スポーツ大会（スポーツ少年団主催大会、国民体育大会、インターハイ、及びこれらに係る地方ブロック大会等）

● 激励金の額

- ① 地方ブロック大会及び全国大会
1人 10,000円
- ② 国際大会 1人 20,000円

● 対象となる方

県代表等として監督、コーチ及び選手として、登録されている方のうち以下に該当する方

- ① 双葉町に住所を有する方
- ② その他町長が特に認める方

● 準備していただく書類

- ① 大会開催要項の写し
- ② 大会出場を証明できる書類の写し（メンバー表等）
- ③ 予選会での成績表の写し

その他申請書等が必要となりますが、上記書類が揃い次第下記窓口までご連絡ください。

● 注意点

激励金の交付について、上記書類の提出をいただいたうえで審査が必要となります。そのため、対象となる大会が開催される2週間前には下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課 生涯学習係 ☎ 0246-84-5210

広報ふたばをご活用ください

毎月1日に発行している「広報ふたば」では町民の皆さまから寄せられた情報等を掲載しております。

掲載希望の方は、秘書広報課までご連絡ください。

掲載連絡 締め切り

発行月の前月の5日（5日が土日祝の場合は翌開庁日）までに秘書広報課にご連絡ください。

掲載記事

- 行政区、地区、自治会などの総会・交流会
- 同級会
- 町民を対象とした交流会 など

お知らせ

- ・開催日時
- ・開催場所
- ・対象者
- ・参加費
- ・申し込み方法
- ・申し込み締め切り
- ・問い合わせ先
- など

開催後の報告

- ・集合写真1枚
（デジタルデータ可。現像した写真の場合は後日返却します）
- ・本文450字～600字程度

◇原稿の寄稿方法は、持参・郵送・電子メール・FAXです。（手書き原稿可）
◇掲載連絡をいただいた際に簡単な打ち合わせをいたします。

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎ 0246-84-5202

中田行政区

総会・懇親会



2月17日、18日、いわき市のホテル花天において、中田行政区の総会及び交流会を開催し、県内外より11人の方が参加されました。

総会は18時より開催し、伊澤史朗町長と金田勇副町長にご出席いただきました。伊澤町長より町の現況及び将来の計画等の説明を受け、私たちも少しでも協力していきたいと改めて思いました。また金田副町長は4月より県に復帰され、益々のご活躍と、双葉町へのより一層のご支援をお願いしたいと思います。

中田地区も家屋の解体が進み更地が目立ち始めました。3月4日からの立入規制緩和により一時帰宅も増えると思います。が、地区住民が集まりやすい総会、交流会は大事です。

今回の交流会は伊澤町長、金田副町長も出席され地区住民と酒を酌み交わし、打ち解けて有意義で盛況のうちに終わり、参加者からは来年も楽しみにしていると言われ、本当に良かったです。翌朝に来年も一人でも多くの方が参加されることを願い、お互いに元気で再会することを約束し、散会しました。

参加された皆さん、ありがとうございました。

◆ 祝喜寿 昭和32年度卒業生 双葉中学校同期の集い ◆



震災・原発事故の影響で、同期生は全国各地で避難生活を続けています。

埼玉県、福島県内各地の世話人が宿泊先の下見や打ち合わせをし、いわき市湯本温泉での祝喜寿同期会を決定しました。

卒業生180人中、最終的な開催通知は110人。新型コロナウイルスの感染予防に努めながら2月16日、「吹の湯」に31人が宿泊しました。卒業時以来の参加者で誰か分からずフロアは爆笑と笑顔にあふれました。宴会場に、亡き恩師がガリ版印刷をした各種資料修

学旅行のしおり、作文集、校内放送台本、経年劣化し一部判読困難な卒業名簿）や古びた卒業アルバム・卒業写真・スナップ写真が並べられ、ページを開く同期生たち。

宴会は会話の渦となり、料理や飲み物には中々手つかず、終わりの頃には次回は白寿で再会との話も出ました。客室1室を歓談用とし、宴会場の各種資料を手に取り、カラオケを終えた仲間も加わり思い出にふけりました。

翌朝ロビーは別れを惜しむ同期生ですぐには玄関の扉が開きませんでした。

三字行政区からのお知らせ

新型コロナウイルス感染の現況を踏まえ、町の行事が中止や規模縮小、延期になっておりますので、広報ふたば2月号でお知らせした3月19・20日に開催予定だった令和元年度の総会・交流会を延期することとしましたのでお知らせします。

まだ先が見通せないので日程は未定ですが、役員会が開かれる状況になりましたら、決まり次第、皆さまに広報ふたばでお知らせいたします。よろしくご理解のほどお願いいたします。

三字行政区長 伊澤 和夫

下条行政区からのお知らせ

広報ふたば2月号でお知らせしました、3月25・26日に予定しておりました、下条行政区の総会を、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、延期いたしました。

下条行政区長 作本 信一

山田行政区からのお知らせ

広報ふたば3月号でお知らせしました、4月11・12日の山田行政区総会、交流会を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、延期させていただきます。

山田行政区長 箭内 充

長塚二行政区からのお知らせ

広報ふたば3月号でお知らせしました、4月19・20日の長塚二行政区総会、交流会を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、延期させていただきます。

長塚二行政区長 武藤 康広



いわき・まごころ双葉会からのお知らせ



第7回通常総会の開催を中止します

広報ふたば3月号で「第7回通常総会」を4月11日の開催で周知したところですが、新型コロナウイルスの感染リスクの回避上、中止といたします。

次回の会合等について、決まりましたらご案内いたしますので、ご理解のほどお願いいたします。

いわき・まごころ双葉会 会長 石田 翼 ☎080-5569-1775

令和元年度 双葉町健康づくり推進協議会が開催されました

町民に密着した総合的な健康づくりを推進するために設置された、双葉町健康づくり推進協議会の会議が2月28日に双葉町いわき事務所において開催され、新たに加わった協議会の委員に委嘱状が交付されました。

協議会の委員は学識経験者、保健医療関係者など10名以内で組織され、令和元年度双葉町保健事業の報告が行われたほか、第2期子ども子育て支援事業計画案などについて協議されました。



● 新型コロナウイルスを含む感染対策の基本は「手洗い」や「マスク着用を含む咳エチケット」です。 ●

◆ 手洗い



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



指先・爪の間に念入りにこすります。



指の間を洗います。

◆ 3つの咳エチケット



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

※持病がある方、ご高齢の方はできるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。私たち一人ひとりの心がけが大切です。皆様のご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 健康福祉課健康づくり係 ☎0246-84-5205

2020年度（2020年4月～2021年3月） 乳幼児健康診査と予防接種のお知らせ

☆ 乳幼児健康診査 ☆

現在、双葉町は福島第一原子力発電所事故による避難中のため、町での乳幼児健康診査を行っておりません。
 原発避難者特例法により、避難先自治体で受診していただくことができます。
 ただし、乳幼児健康診査については、健診対象月齢や実施方法が各自治体によって異なりますので、詳しくは避難先自治体の母子保健担当部署にお問い合わせください。
 乳幼児健康診査をスムーズに受診するためにも、避難先の住所の変更があった場合は、速やかに双葉町へ連絡をお願いします。



☆ 予防接種 ☆

予防接種とは、ワクチンを接種して免疫をつくることにより、発病を予防したり、かかったとしても症状を軽くしたりする方法です。感染症にかからないように、また、病気を流行させないためにも予防接種を受けて免疫をつけましょう。

【子どもの定期予防接種】

赤ちゃんがお母さんからもらった抵抗力（免疫）は、赤ちゃんの成長とともに自然に失われるため、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。

子どもの定期予防接種は、法律で決められた予防接種で、接種料金は無料です。ただし、接種の対象時期（対象年齢）が過ぎてしまうと費用が自己負担となりますのでご注意ください。

予防接種の種類		対象年齢	標準的な接種時期	接種回数
ヒブ (インフルエンザ菌 b 型)		生後2カ月から60カ月 (5歳)に至るまで	初回接種時の月齢が2カ月～7カ月	全4回 (初回3回・追加1回)
			初回接種時の月齢が7カ月～1歳	全3回 (初回2回・追加1回)
			初回接種時の年齢が1歳～5歳	1回
小児の肺炎球菌		生後2カ月から60カ月 (5歳)に至るまで	初回接種時の月齢が2カ月～7カ月	全4回 (初回3回・追加1回)
			初回接種時の月齢が7カ月～1歳	全3回 (初回2回・追加1回)
			初回接種時の年齢が1歳～2歳	2回
			初回接種時の年齢が2歳～5歳	1回
四種混合 (ジフテリア・百日咳・ 破傷風・ポリオ)	1期初回	生後6カ月から90カ月 (7歳6カ月)に至るまで	生後3カ月～1歳	3回
	1期追加		1期初回(3回目)を終了してから 1年～1年半の間に接種	1回
二種混合(ジフテリア・破傷風)		11歳以上13歳未満まで	11歳	1回
結核(BCG)		生後1歳に至るまで	生後5～8カ月	1回
B型肝炎		生後1歳に至るまで	生後2カ月～8カ月	3回
麻しん風しん(MR)	1期	生後1歳から2歳に至るまで	満1歳	1回
	2期	5歳から7歳に至るまで	小学校就学前の1年間	1回
水痘	1回目	生後1歳から 3歳に至るまで	生後1歳～1歳3カ月	1回
	2回目		1回目の接種が終了してから 6～12月の間隔をあけて接種	1回
日本脳炎※1	1期初回	生後6カ月から90カ月 (7歳6カ月)に至るまで	3歳	2回
	1期追加		4歳	1回
	2期	9歳から13歳に至るまで	9歳	1回
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん)※2		12歳の年度始め～ 16歳の年度末まで	13歳となる年度	3回

※1：日本脳炎の特例措置について

20歳未満で日本脳炎各期の予防接種が完了していない方は、特例措置として接種することができます。母子手帳を確認の上、未接種の方は接種してください。(H11.4.2～H21.10.1生まれの方が対象です)

※2：ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、平成25年からその副作用について審議が続いています。希望者は主治医と相談し、慎重な判断が必要です。

◆接種方法…福島県内と福島県外とで接種方法が異なります。

○福島県内にお住まいの方

- ・県内の予防接種実施医療機関で接種が受けられます。
- ・接種時期になりましたら、町から予診票等をお送りいたします。

○福島県外にお住まいの方

- ・原発避難者特例法により、避難先自治体で接種を受けることができます。
- ・避難先自治体の予防接種担当部署にお問い合わせください（接種費用がかかった場合には、申請によりお戻しします）なお、町からの依頼書等が必要な場合には、健康福祉課健康づくり係へご連絡ください。

[成人の予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）]

これらの予防接種は、希望される方に対して実施するものですので、接種の義務はありません。接種を希望される方は、効果や副反応などについて、十分理解したうえで、医師と相談し接種を行ってください。

予防接種の種類(時期)	対象年齢	接種回数
高齢者インフルエンザ (10月～12月)	・接種日の年齢が65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(障害者手帳1級程度)	1回
高齢者肺炎球菌 (通年)	・令和3年3月31日時点の年齢が65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方 ・60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(障害者手帳1級程度) ※今までに肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方は対象となりません。	1回
成人風しん (追加的対策) (通年)	・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に出生された男性。 ※令和2年度の場合、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日の間に出生された男性に向け、「クーポン券」を送付する予定ですので、それを持参の上お近くの医療機関等(※)にて抗体検査、必要に応じて予診や予防接種を受けていただきます。 ※前年度にクーポン券を送付した方々(昭和47年4月2日～昭和54年4月1日の間に出生された男性)で、前年度中に受けられなかった方も検査可能です。詳細は追ってお知らせします。 (※)国保の特定健診と事業所健診でも抗体検査を受けられます。	1回

◆接種方法…福島県内と福島県外とで接種方法が異なります。

○福島県内にお住まいの方

- ・県内の予防接種実施医療機関で接種が受けられます。
- ・接種時期になりましたら、町から予診票等をお送りいたします。

○福島県外にお住まいの方

- ・原発避難者特例法により、避難先自治体で接種を受けることができます。
- ・避難先自治体の予防接種担当部署にお問い合わせください（接種費用がかかった場合には、申請によりお戻しします）なお、町からの依頼等が必要な場合には、健康福祉課健康づくり係へご連絡ください。

[任意予防接種の接種費用の助成]

町では、小児インフルエンザと成人風しんの予防接種に対する助成を実施しています。



予防接種の種類(時期)	対象者	助成内容
小児インフルエンザ (10月～1月)	生後6カ月～13歳未満	・1回の接種につき2,000円を上限として助成 ・助成回数：2回まで
	13歳～中学3年生	・1回の接種につき2,000円を上限として助成 ・助成回数：1回
成人風しん (通年)	接種当日に双葉町に住民票のある方で、[妊娠を希望している女性]もしくは[妊娠を希望している女性の配偶者(事実婚を含む)]	・抗体検査費用の全額を助成。 ・接種費用の全額を助成 ・助成回数：1回
おたふくかぜ (通年)	1歳以上	・1回の接種につき4,000円を上限として助成 ・助成回数：1回
ロタウイルス(※) (通年)	ロタリックス(1価)…生後6週～24週0日の乳児 ロタテック(5価)…生後6週～32週0日の乳児 ※いずれも初回接種は生後14週6日まで	・1価…1回の接種につき6,000円を上限として助成。助成回数2回。 ・5価…1回の接種につき4,000円を上限として助成。助成回数3回。

(※)ロタウイルス…10月より定期接種となります。詳細については決まり次第再度お知らせします。

申請方法：申請書を町公式ホームページからダウンロードして、必要書類を添えて健康福祉課健康づくり係へ申請してください。(申請書を郵送することも可能ですので、健康福祉課健康づくり係へご連絡ください)

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎ 0246-84-5205

..... 双葉町国民健康保険からのお知らせ

社会保険に加入された方は資格喪失の手続きを行ってください

国民健康保険にご加入の方で、就職等により社会保険へ加入された方は、国民健康保険の資格喪失手続きをご自身で行う必要があります。社会保険に加入しても、国民健康保険の資格喪失の手続きは自動では行われませんので、速やかに手続きを行ってください。

国民健康保険の資格喪失の手続きは、「国民健康保険被保険者異動届」に記入・押印し、国民健康保険を喪失する方全員分の新しい保険証のコピー（保険証が交付前の場合は加入を証明するもの）・国民健康保険の保険証・免除証明書を添付して、下記まで提出してください。郵送でも手続きすることができます。

また、国民健康保険の保険証を使用して受診している医療機関がある場合は、窓口で保険証の変更をお伝えください。社会保険については、お勤めの会社・事業所等へご確認ください。

第三者行為による交通事故などにあつた場合はご連絡ください

国民健康保険に加入されている方が第三者（自分以外の人）の過失による行為で負傷した場合、保険証を使用して治療を受けることができますが、本来その治療費は加害者が負担すべきものです。そのため、双葉町が治療費を一時的に立て替え払いし、後日加害者に請求することになります。第三者（自分以外の人）の過失による行為で負傷し、保険証を使用して治療を受ける場合には、「第三者行為による傷病届」等の提出が必要になりますので、必ず速やかに健康福祉課までご連絡ください。

ただし、加害者から治療費を受け取った場合や労災保険適用の対象となる場合には、保険証は使用できませんので、ご注意ください。

【第三者行為に該当する事例】

交通事故、傷害行為によるケガ、他人のペットによるケガ、スキー・スノーボードなどの接触事故、飲食店での食中毒

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間を過ぎたあと、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べ、開発費を抑えられるため、安価に作ることができます。ジェネリック医薬品を選択すると医療費を減らすことにつながります。希望される方は、保険証に同封しております希望シールを使用するか、医療機関受診や調剤の際に医師・薬剤師へ相談してください。双葉町の医療費削減にご協力をお願いします。

◆ 国民年金保険料「学生納付特例制度」について ◆

～ 4月より新年度の申請受付が始まります～

学生納付特例制度は、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請書の受付は、双葉町いわき事務所（各支所でも受付できます。）または最寄りの年金事務所となります。

令和2年度保険料：月額 16,540円です。

【対象になる方】

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修大学、各種学校（※）に在学する学生の方です。
※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程
なお、一部の海外大学の日本分校、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

【所得の目安】

学生本人の前年所得が118万円以下（ただし、学生に扶養家族がいる場合は、基準額が変わります）

【追納制度（後払い）について】

学生納付特例が承認になった期間は、将来受け取る年金の受給資格期間は確保されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。



そこで社会人になったら

学生納付特例制度を受けた月以降の10年以内であれば保険料を追納できます。
追納することで将来の年金額を増やすことができます。
ただし、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。



※学生でも上記制度に該当しない方、学生の方以外で国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料が免除・猶予される制度もありますのでご相談ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎ 0246-84-5205

双葉町社会福祉協議会

～ 健康運動教室、サロン開催のお知らせ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。お気軽にご参加ください。

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
健康運動教室 （内容：健康講話、相談、運動機能の維持・向上等）			
南東北総合卸センター 2階第6会議室 （郡山市喜久田町卸1丁目1-1）	4月23日(木)、 30日(木)	13:30～15:00	郡山事務所 ☎ 024-973-5291
県北保健福祉事務所 4階中会議室 （福島市御山町8-30）※上靴をご持参ください。	4月21日(火)		

社協サロン（内容：健康体操、講話、相談、生きがいづくり、交流等）

※参加を希望される方は昼食準備のため、事前申し込みをお願いします。

郡山市喜久田公民館 （郡山市喜久田町堀之内字下河原1）	4月20日(月)	10:30～14:30	郡山事務所 ☎ 024-973-5291
--------------------------------	----------	-------------	-------------------------

事業者の皆さまへ 福島県経営金融課から補助金のお知らせ

震災時に福島県原子力被災12市町村内で事業を行っていた中小事業者が、店舗や事務所整備など、事業を再開する時に必要な経費の一部を補助する「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の第9次公募を行います。

- **公募期間（予定）**：令和2年3月23日（月）～7月15日（水）
- **公募締切（1回目）**：令和2年4月30日（木） **（2回目）**：令和2年7月15日（水）（年度内最終締切）

* 令和2年度の公募は申請の締め切りを2回に分けて、審査及び交付決定を行うこととします。

また、公募期間、公募締切は現時点の予定です。公募期間、公募締切が確定しましたら福島県HPでお知らせします。
（注）事業の実施期間は令和3年2月28日（日）までとなります。

事業の実施期間までに実績報告書の提出ができないものについては、補助の対象となりませんので御了承願います。

詳しくは福島県HPをご覧ください。か、福島県庁経営金融課（☎024-521-8657）へお問い合わせください。

福島県原子力被災12市町村内で新たに創業する方や、原子力災害時に12市町村内において事業を行っていなかった方が12市町村内で事業展開を行う時に、店舗や事務所整備などの事業に要する経費の一部を補助する「福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金」の第8次公募を行います。

- **公募期間（予定）**：令和2年4月13日（月）～8月31日（月）
- **公募締切（1回目）**：令和2年5月29日（金） **（2回目）**：令和2年8月31日（月）（年度内最終締切）

* 令和2年度の公募は申請の締め切りを2回に分けて、審査及び交付決定を行うこととします。

また、公募期間、公募締切は現時点の予定です。公募期間、公募締切が確定しましたら福島県HPでお知らせします。
（注）事業の実施期間は令和3年2月28日（日）までとなります。

事業の実施期間までに実績報告書の提出ができないものについては、補助の対象となりませんので御了承願います。

詳しくは福島県HPをご覧ください。か、福島県庁経営金融課（☎024-521-8657）へお問い合わせください。

震災時に福島県原子力被災12市町村内で事業を行っていた中小事業者が、被害を受けた施設・設備の復旧等に要する経費の一部を補助する「グループ補助金」の公募を行います。

なお、グループ補助金を申請するためには、2者以上で構成されるグループを組み、グループとして復興事業計画を作成し、県から認定を受ける必要があります。

- **公募スケジュール**：令和2年度第1回公募 令和2年4月下旬開始（予定）
〃 第2回公募 令和2年9月上旬開始（予定）

（期間は確定次第、福島県HPでお知らせします。）

詳しくは福島県HPをご覧ください。か、福島県庁経営金融課（☎024-521-8406）へお問い合わせください。

震災時に津波浸水地域内（いわき市、相馬市、新地町）で事業を行っていた中小事業者が、被害を受けた施設・設備の復旧等に要する経費の一部を補助する「グループ補助金」の公募を行います。

なお、グループ補助金を申請するためには、2者以上で構成されるグループを組み、グループとして復興事業計画を作成し、県から認定を受ける必要があります。

- **公募スケジュール**：令和2年度第1回公募 令和2年4月下旬開始（予定）
〃 第2回公募 令和2年9月上旬開始（予定）

（期間は確定次第、福島県HPでお知らせします。）

詳しくは福島県HPをご覧ください。か、福島県庁経営金融課（☎024-521-8406）へお問い合わせください。

令和元年台風19号、20号および21号により被害を受けた中小事業者等が、被害を受けた施設・設備の復旧等に要する経費の一部を補助する「グループ補助金」の公募を行います。

なお、グループ補助金を申請するためには、2者以上で構成されるグループを組み、グループとして復興事業計画を作成し、県から認定を受ける必要があります。

- **公募スケジュール**：第4次公募 令和2年3月2日（月）～4月10日（金）

詳しくは福島県HPをご覧ください。か、福島県庁経営金融課グループ補助金台風災害担当（☎024-521-8658）へお問い合わせください。

福島県ホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/>）

* この事業は令和2年度の福島県の当初予算の成立をもって公募を開始いたします。



消防署からのお知らせ

冬よりも、じつは春に多い火災!!

春は1年のうちでもっとも**火災が増える季節**であることをご存じでしょうか。新生活がスタートする時季ではありますが、まさか火災が多く発生しているとは、なかなか考えづらいもの。春は**乾燥が続く**うえに、1年の中でも特に**風が強い季節**です。**着火しやすくなる乾燥と、燃え広がりの原因になる強風**という条件が揃うため、**春は火災が多くなる**のです。また、火災で亡くなる原因で、もっとも多いのが「逃げ遅れ」です。

ご家庭でも火災が起こった場合に備えて警報器の点検・設置したり、万一のときもスムーズに避難できるよう避難経路を話し合っ、家族の安全を守りましょう。

Check
Point

家族と住まいを守る「5つのポイント」をチェックしよう



- 1 コンセント**… ☐ 長く使っていない家電製品のプラグが差しっぱなしになっていませんか？
☐ プラグを抜くときに、コード部分を引っぱっていませんか？
- 2 コンロ**……… ☐ 火をつけたまま、コンロのそばを離れることはありませんか？
☐ ストールや袖が広がっている服を着たまま調理をしていませんか？
- 3 暖房器具**…… ☐ 発熱部分にホコリや汚れがたまっていますか？
☐ ストープの近くに洗濯物や燃えやすい物を置いていませんか？
- 4 放火**……… ☐ 家の周りに燃えやすいものを置いていませんか？
☐ ゴミ出しは決められた日の朝に出していますか？
- 5 タバコ**……… ☐ タバコを消し忘れていませんか？
☐ 吸い殻を灰皿に山盛りにしていませんか？

一つ一つ確認し、
火災を予防しま
しょう。



火事と救急は119番

< 消防署連絡先 >

- ・ 浪江消防署 ☎ 0240-34-4111
- ・ 富岡消防署 ☎ 0240-22-2119

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ ～中間貯蔵施設について～

◇ 輸送状況について

双葉町内中間貯蔵施設の受入・分別施設等への輸送の状況は下記のとおりです。

・ 2019年度は、963,916 m³搬入しています。(2015年からの累計は1,875,213 m³)

※ 3月12日現在

◇ 保管場及び陳場下交差点の放射線監視

▶ 空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による周辺への影響は見られないことが確認されています。今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。

▶ 中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果については、以下のJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)のHPで公表しております。

(URL) <http://www.jesconet.co.jp/interim/operation/monitoring.html>



【問い合わせ先】 福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎ 024-563-1293

町民有志の会「夢ふたば人」が 復興・創生顕彰を受賞

2月14日に仙台市において「新しい東北」官民連携推進協議会による復興・創生顕彰の顕彰式が行われました。

式典では震災後の全町避難が続く中、途切れることなく双葉町ダルマ市を開催している功績が讃えられ受賞した、夢ふたば人の中谷祥久会長に田中和徳復興大臣から賞状と盾を授与されました。

中谷会長は2月25日に双葉町いわき事務所を訪れ、伊澤史朗町長に受賞を報告されました。



広報紙の発送について

「広報ふたば」「ふたばのわ」は、1居所につき1部送付しています。

ご家族が別々の場所に引っ越された場合や、同居するようになった場合など、広報紙の発送に関することは下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0246-84-5202

避難先を移動された方へ

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。

※移動先の届出がないと、町からの広報紙、各種通知などの郵便物が届かなくなりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 戸籍税務課 ☎0246-84-5204

人のうごき2月分 敬称略

お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者	行政区
大井川優羽 おおいがわゆうわ	2月13日	彰啓・里奈	新山

お悔み申し上げます

氏名	年齢	死亡日	行政区
井上ヨリエ	88	1月25日	寺松
渡邊 ツネ	94	1月31日	長塚一
原田ユキ子	94	2月1日	三字
佐久間トミ	91	2月5日	長塚二
松永タツイ	86	2月8日	羽鳥
鰐 孝子	90	2月8日	新山
大森ナミ子	90	2月12日	三字
渡部 一美	83	2月17日	山田
田中 一夫	80	2月21日	石熊

連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。

なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。

秘書広報課 ☎0246-84-5202



双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられたお便りの一部をご紹介します

【文芸】

俳句

主なき 焔に今日も 梅薫るあかし

一人居の 窓辺さわやか 春の風まどべ

川柳

生きたいな 孫の花嫁 見るまでは

故郷の 雑煮作って お正月ふるさと

白鳥の 飛立つ勇姿 北帰行ゆかし

今泉 禮子(長塚二)

双葉町民の避難状況 (令和2年2月29日現在)

※平成23年3月11日時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

- ・福島県内に避難されている方 4,041人
- ・福島県外に避難されている方 2,797人

記録として次の世代へ
ふるさと

絆通信

第84号



ずっと、ふるさと。双葉町。



双葉町を忘れない

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故により、私たち双葉町民はふるさと双葉町を離れ、今もなお全国に分かれて避難生活を送っています。

先の見えない不安な生活の中で、町民の皆さんが毎日をどのような思いで過ごし、ふるさと双葉町への思いを抱き続けているのかを、皆さんの声をお聴きしながら「ふるさと絆通信」として連載しています。

そして「ふるさと絆通信」を通して、皆さんの双葉町への思いと心の絆がより一層深まることを期待いたします。



「ふるさと絆通信」で

あなたの想いを伝えてみませんか。

ふるさと絆通信では、避難されている皆さんへ想いを伝えていただける方を募集しています。

避難生活での活動や日々の生活の中で感じていること、ふるさと双葉町への想いをこのコーナーでお話ください。双葉町民の方ならどんなでも結構ですので、ご連絡をお待ちしています。

株式会社鹿島印刷所（南相馬市）の記者が町民の皆さんの避難先を訪問し、インタビュー取材をさせていただきます。

掲載する文章は、その内容をもとに記者が作成しますので、インタビューをお受けいただいた方が文章を作成する必要はありません。

【問い合わせ先】 秘書広報課

☎ 0246-84-5202



たかくら ひろひさ
高倉 洋尚さん

(新山)



●避難先●
福島県いわき市

長年にわたる「心の拠りどころ」として

当社（初發神社）は相馬妙見宮の一社として歴代の相馬藩主を祀り地域を見守り続けて、間もなく230年になろうとしています。現在の場所に鎮座したのは寛政4年ですが、当時の歴史に目を向けると、その翌年、宮城県沖地震に相当するとされる寛政地震が発生し、当地を含む東北地方の太平洋沿岸で揺れと津波による被害があったと記録されています。それ以降も災害や戦争など、数々の苦難を乗り越える中、多くの人々にとって心の拠りどころになってきたと思います。

当家が神職をお預かりするようになってから、私で5代目になりますが、震災と原発事故は、鎮座以来で最も大きな困難となっていました。

被害を受けたままで

地震により拝殿が傾き、余震や強風などで倒壊する可能性はありましたが、原発事故で避難指示が出され、その後、警戒区域や帰還困難区域となりました。立ち入りが厳しく制限される中、応急修理さえもできない状態となりましたが、ご神体だけは避難先にお運びすることができました。

避難からしばらくして、許可を得て立ち入ることができるようになり、少しずつ被害状況を調査できるようになりましたが、現代建築物と違って、宮大工の技術により

様々な細工が施され、なかなか手に入らない材料なども使われているなど、再建にあたって高い技術とそれなりの費用が必要になりました。

故郷復興の礎となるため

全町避難が続く中、再建に向けた道のりの険しさに頭を痛めていましたが、多くの皆さんから寄せられた神社再興の声に背中を押され、前に進むことを決意しました。特に、氏子の皆さんが先頭に立って、しめ縄の張替えや、拝殿修復費用の確保に動いてくださり、中でも、「クラウド・ファンディング」の活用には頭が下がる思いで、多くの方々から寄せられたご意志に感謝の気持ちでいっぱいです。

このように皆さんからのお力添えで工事を始めることができ、施工業者や資材業者等の協力を得て、昨年末に竣工を迎えることができました。

神社の再開に向けて

特定復興再生拠点区域における立入規制が緩和されたため、ご神体にお戻りいただく還御とご遷宮を予定しています。新型コロナウイルスの影響が落ち着き、多くの皆さんが安心してお集まりいただけるようになった頃、改めてお祭りをさせていただきたいと思っています。

この せいいち
紺野 誠一 さん
 あいこ
アイ子 さん
 (鴻草)



●避難先●
 福島県いわき市



故郷あつての塗装屋人生

20歳の頃に塗装店で働き始め、結婚後30歳代に入ってから独立しました。私のような商売は、塗装屋としての看板を上げていても、何人もの従業員を雇い会社組織にでもない限り、店や事務所を構えることはありません。多くの場合、自宅敷地に倉庫を建てたり納屋の一部を改造して塗料や道具を置き、自分で施工現場に向かうという、最近の言葉でいえば「二人親方」というスタイルです。

双葉町は、浜通りのほぼ中央にあり南北方向どちらの案件にも対応できたり、仕事について互いに相談したり手伝える同業者も多くいたため、今思えば、仕事をしやすい環境でした。

避難後の仕事で前向きな気持ちに

時代が平成に入ると、塗装が不要な建築壁材が増え、建設不況も重なり仕事量は減少傾向でした。すでに子どもたちは独立していたため、老後の負担にならない範囲で商売を続けようと考えていましたが、原発事故により突然の休業を強いられました。

県内外を転々とする中、仕事もできず苦勞だけが重なる時間が長く続いています。避難の約半年後、白河市内の借り上げ住宅に入居しましたが、同所は周囲を田畑に囲まれ、私たち以外にも双葉町民が生活していました。

避難所より落ち着いたところで、少しずつ気持ちが和らぐようになった頃、私の職業を知った家主から、入居しているアパートの外壁塗装を依頼されました。施工が完了し、お客様からの「ありがとう」という言葉に、塗装屋として人の役に立てたという喜びを感じ、今後は少しでも前向きな気持ちで生きていこうと思いました。

故郷に近い環境を求めて

しばらく白河市で暮らしましたが、長男が造園業を営み、浜通りを中心に動いていたことや、孫たちの学校などを考え、いわき市内で場所を探し自宅を建てました。山あいの地域ですが、近くには小川や雑木林が広がり、庭や畑の世話もできるなど、故郷に似たような雰囲気です。

子どもや孫の将来を楽しみに

加齢と避難生活が重なり体調を崩したこともありますが、年齢相応に自立した日々を過ごしています。時折、健康維持を兼ねて長男の仕事を手伝ったり、妻は、好きな手芸を生かしてつるし雛作りなどをしています。

2人いる内孫のうち、上の子が昨年成人して専門学校を卒業後Uターン就職しました。一方、下の子はこの春大学に進学して自宅を離れましたが、今後は、そうした孫たちの成長を楽しみにしていきたいと思っています。



なかざと まさえ
中里 真江さん

(山田)



●避難先●
福島県いわき市

イチゴ栽培は「年中無休」

消費者側からみれば、秋が終わり寒さを感じられるようになると、店頭にはイチゴが並ぶようになり、それから一足遅れてイチゴ狩りが始まるため、栽培にかかる期間は、イチゴを目にする時期を含め、せいぜい半年程度と思われるかもしれませんが、結婚した数年後から震災まで、夫婦でイチゴを栽培してきましたが、苗の育成を含めれば年中無休の状態、収穫期には、実の生育具合だけでなく、次シーズンに向けた土づくりや苗の植え替えの準備を並行して進める気持ちで張り詰めた時期でした。特に、原発事故に遭った頃は最盛期に当たり、全てを置き去りにして避難を強いられたことに胸が張り裂けるようでした。

長年にわたり、多くの皆さんに私たちが生産したイチゴをお買い上げいただき、「美味しい」と喜んでいただける笑顔が何よりの励みでした。しかし、突然の避難により、皆さまからのご愛顧に満足なお礼もできないままになっており、今でも心残りです。

「百姓仕事」で気持ちが救われた

町を離れてから県内数カ所を経て、双葉町の避難所だったホテルリステル猪苗代に身を寄せました。その間、近くにあるイチゴや花を栽培する生産者のもとで農作業のアルバイトをしましたが、猪苗代町を代表

する大規模経営で、同じ農家とはいえ、初めのうちは勝手の違いに戸惑うこともありましたが、私たちとは違う栽培手法や、震災前とは逆に「雇われる側」の立場を体験できたなど、とても勉強になりました。また、短い期間ながらも農業に携われたことで、先の見えない中ではありますが、気持ちが和らいだようでした。

少しでも土いじりができるように

避難所が閉鎖となるため、白河市内の借上げ住宅に移りましたが、周囲は農地に囲まれ、同じ町民が数世帯入居しており、双葉町から離れていても、ゆったりとした雰囲気を感じられる場所でした。帰還が見通せないため、そのまま市周辺に落ち着こうと考えたこともありましたが、しかし、年齢を重ねる中、子どもや孫の近くにいるという気持ちもあり、いわき市内に移りましたが、家庭菜園程度でも土いじりができるよう、市街地ではなく郊外に自宅を構えました。

孫からのプレゼント

声優をしている孫（桜庭梨那）が聖火ランナーに選ばれました。故郷への帰還できる見通しは立っていませんが、歳を重ねた私たち夫婦にとって、将来への期待を感じさせてくれるようなかけがえのない大きなプレゼントとなりました。

にしぎき りゅうすけ
西崎 竜介さん

(下条)



●避難先●
福島県いわき市



剣道一家に生まれて

中学校の教員をしている父が、長年、剣道に親しみ勤務先の部活動や町スポーツ少年団の指導者をしていたこともあり、物心がついた頃には、父や兄たちが使っていた防具に触れたり、子供用の竹刀で遊んだりしていました。そのため、小学1年のとき町スポーツ少年団に入団して以来、剣道を続けています。

剣道が縁で前向きな日々

両親の仕事により、避難からしばらく会津若松市での生活となりました。同じ福島県内とはいえ、気候・風土はもとより、歴史的背景や人々の考え方まで違う中、転校先に馴染めるかというという心配はありました。一方、その「歴史的背景」ゆえに武道が盛んで、同市内で活動する会津白虎剣士会に加えていただき剣道を続けられ、それが、慣れない環境でも前向きな気持ちになれることに繋がったと思います。

会津ならではの体験

剣士会では、日常的な稽古、他団体との合同稽古や交流大会の他、名称にもあるように会津白虎隊の意志を受け継ぎ、会津の文化を広める意味で様々な活動を行っています。中でも、会津五流祖への墓参りでは、先人への感謝を込め、早朝より墓周辺の清掃等を行いました。また、文化・観光イベ

ントへの参加では、札幌雪まつりに展示された鶴ヶ城の雪像前で剣舞を披露したこともありました。いずれも会津ならではの貴重な体験となりました。

受験そしていわきへ

中学3年になり、進路について考え始めた頃、いわき市に建てていた自宅の完成に見通しがつき、卒業後は同市に移るという前提で志望校選びを行いました。普通高校にあまり魅力を感じられない中、福島工業高等専門学校(福島高専)が目に残りました。

受験に際して、決して楽なハードルではありませんでしたが、まさに「二剣入魂」と気持ちを据えてチャレンジした結果、希望が叶い、現在、同校のビジネスコミュニケーション学科で学んでいます。

高専で「文系分野」を学ぶ

在籍している学科では、ビジネスやコミュニケーション論、外国語など人文社会系の科目を中心に勉強しますが、工業高専らしく、数理的手法や概念により、客観的に現象を捉えるなど理系的な視点も欠かしていません。現在、卒業研究ではメディアをテーマとしていますが、表面的な現象を考察するだけでなく、メディアや情報、人間の意思決定や権力との関わりなどについて、様々な視点からの探求を進めています。



ふたば写真館

～双葉町立学校・ALT～ (ALT…外国語指導助手)

町立学校のALT、アンソニー・バラード先生とフィリップ・ジェリーマン先生の写真館です。双葉町の懐かしい写真などを展示しています。



フィリップ先生【再会の集い】
(2014年8月4日撮影)



アンソニー先生【マリーナハウスふたばと防潮堤】
(2019年11月19日撮影)

今月の表紙は3月14日に行われたJR双葉駅の特急列車出迎えの様子です。
同日、常磐線が全線再開通しました。出迎え式が行われたこともあり、これまで不通だった区間の中でもJR双葉駅には特に多くの方が訪れました。報道等でも大きく取り上げていただいたので、町民の皆さまにも復興状況を伝える手段になったのではないかと期待するとともに、多くの方に町に心を寄せていただくきっかけとなることを期待しています。
毎年、この時期になると桜が咲くのが楽しみになっています。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からお花見は自粛する動きがありますが、通学や通勤の途中、ふと目にする桜で春の訪れを感じることができそうです。
暖かくなったものの朝晩の寒暖の差も激しい時期です。感染症の予防に努めながらご自愛ください。

編集後記

今月のベストスマイル



3月13日に行われた双葉中学校卒業式で、左から菅野陽菜さん(郡山)、島抜美空さん(郡山)、松本來夢さん(寺松)の笑顔です。

連絡先

〇いわき事務所

〒974-8212

福島県いわき市東田町二丁目19-4

〇郡山支所

〒963-8024

福島県郡山市朝日一丁目20-2

〇埼玉支所

〒347-0105

埼玉県加須市騎西36-1 加須市騎西総合支所2階

☎

0246-84-5200

FAX

0246-84-5212

✉

futaba@town.futaba.fukushima.jp

☎

024-973-8090

FAX

024-933-5120

✉

fukushima@town.futaba.fukushima.jp

☎

0480-53-7780

FAX

0480-53-7266

✉

saitama@town.futaba.fukushima.jp

〇双葉町公式ホームページ

<http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>

携帯サイト

<http://www.town.fukushma-futaba.lg.jp/m/>

〇双葉町公式ブログ「ブログふたばのわ」

<http://futabanowa.wordpress.com/>

〇双葉町復興ポータルサイト

<http://www.futaba-fukkou.jp>

